

交 規 第 3 8 号
平成 31 年 4 月 12 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

大規模災害時の交通対策班活動要領の一部改正について

暴風、豪雨、地震等の大規模な災害発生時における交通対策については、「青森県警察大規模災害交通対策計画の一部改正について」（平成 31 年 4 月 12 日付け交規第 37 号）により対処することとしているが、この度、自動車専用道路の延伸等による緊急交通路指定道路の追加などにより、大規模災害発生時の交通対策班活動要領を別添のとおり一部改正したので、その対応に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。（本部長了解済み。）

本件担当 交通規制課 交通企画課 交通指導課 運転免許課
--

交通対策班活動要領

1 交通対策班活動要領の制定にあたり

交通対策班各隊の直轄部隊員指定については、「災害警備本部要員及び本部直轄部隊員の指定について」（平成30年5月16日付け警備部長事務連絡）にて方面別発生時体制として示されているところであるが、平成23年3月11日発生 of 東日本大震災の教訓から、交通対策については災害対策基本法に基づく緊急交通路を確保することの重要性が増しているところである。緊急交通路は、隣接県を含めた広範囲にわたる交通規制を伴う活動が必要とされることから、災害発生方面別にての部隊員運用は実質的に困難が予想され、上記事務連絡での方面別発生時においては、方面別運用を基本とするが、大規模災害発生時には全県的な緊急交通路対策に重点を絞った運用を計画することとしたものである。

なお、全県的な活動を要しない場合にあっても、緊急交通路の確保については、東北縦貫自動車道及び同道と連結する自動車専用道路を、主幹路線として運用する計画である。

2 交通対策班各隊の任務

(1) 交通整理隊、交通執行隊

ア 交通整理隊

交通整理隊の任務は、緊急交通路指定に係る高速道路、自動車専用道路等の緊急点検、緊急通行車両等の通行確保のための交通検問、緊急交通路不通区間における迂回ルート of 点検、緊急通行車両等の誘導及び緊急交通路から防災拠点までのルートにおける交通整理を実施することを基本とする。

イ 交通執行隊

交通執行隊の任務は、緊急交通路指定に係る高速道路、自動車専用道路等における放置車両、障害物の排除及び緊急交通路から防災拠点までのルートを中心とした交通秩序 of 維持活動を行うことを基本とする。

ウ 具体的な任務

交通整理隊、交通執行隊にあっては、上記ア、イを基本とするが、災害が全県的に及ぶ場合においては、次のとおりとする。

(ア) 交通整理隊、交通執行隊による緊急交通路の緊急点検を実施し、道路の損壊、法面崩落、橋梁破損等により通行不能箇所の把握を行うとともに、道路管理者と連携のう え、速やかな通行の確保を図るものとする。

また、緊急交通路の道路損壊等により、長期的な通行不能が予想される場合には、緊急交通路不通時の迂回ルートの点検を実施し、通行可能ルートの把握に努めるとと もに、緊急交通路の迂回ルートに配置し、緊急通行車両等の整理・誘導を実施するものとする。

(イ) 緊急交通路が指定された場合には検問所を設置し、避難誘導、救護・救助等の緊急対応措置及び応急復旧、緊急輸送等の応急対応措置に係る緊急通行車両等の確認及び通行禁止規制を行うものとする。

(ロ) 緊急交通路上における放置車両、障害物等 of 排除及び緊急交通路と防災拠点を結ぶルート上における悪質危険な交通関係法令違反の指導取締りを実施し、緊急通行車両等の応急対策車両の円滑な通行を確保するものとする。

(ハ) 緊急交通路 of インターチェンジと防災拠点を結ぶルートに配置し、緊急通行車両等の整理・誘導を実施するものとする。

(ニ) 隣接県への交通総量抑制を行うため、迂回誘導検問を実施するものとする。

(2) 先行情報隊

先行情報隊にあっては、青森市、八戸市及び弘前市方面を基本に、緊急交通路 of 各インターチェンジと防災拠点を結ぶルートを中心に点検を実施し、ルート上に通行障害がある場合 of 迂回コースの設定を含めた情報収集を実施するものとする。

1班2人を基本とし、編成は別紙3のとおりとする。

3 緊急点検箇所

(1) 緊急点検は、大規模災害発生時に緊急交通路として指定している

- 東北縦貫自動車道弘前線
- 青森自動車道
- 東北縦貫自動車道八戸線
- 八戸自動車道
- 第2みちのく有料道路
- 上北道路
- 津軽自動車道
- 下北半島縦貫道路
- みちのく有料道路
- 八戸・久慈自動車道

の全てを実施ことを基本とする。

緊急点検箇所は、別紙9のとおりとする。

(2) 迂回ルートの点検

緊急交通路の区間が道路の損壊、法面崩落、橋梁破損等により通行不能な場合は、別紙11の迂回ルートにより配置することとする。

4 緊急交通路

緊急交通路の公安委員会意思決定は、「青森県警察大規模災害交通対策計画」（平成31年4月12日付け交規第27号外）の公安委員会意思決定要領に示す、第一局面、第二局面によることとするが、交通規制の区間は、他県からの受援を想定して次の要領で行うこととする。

(1) 第1段階

基幹路線である

- 東北縦貫自動車道弘前線・青森自動車道
- 東北縦貫自動車道八戸線・八戸自動車道・第2みちのく有料道路・上北道路

を公安委員会意思決定を行う。

(2) 第2段階

方面別災害発生地への応急対応措置について必要があると認められる場合には、

- 津軽自動車道
- 下北半島縦貫道路
- みちのく有料道路
- 八戸・久慈道路

を順次公安委員会意思決定を行う。

5 交通検問所

交通検問所の設置は、上記3の緊急交通路の指定に合わせて行うこととする。交通検問所配置員にあっては、緊急通行車両等、緊急交通路を通行することができる車両の選別、緊急通行車両事前届出済車両の「緊急通行車両確認証明書」「標章」の交付等を実施するほか、状況によりインターチェンジの閉鎖を実施するものとする。

交通検問所配置計画は、別紙10のとおりとする。

6 防災拠点ルートへの配置

緊急交通路が設定され、緊急通行車両等をインターチェンジから防災拠点等へ誘導・整理を行う場合は、原則として別紙12にて配置するものとする。ただし、交通量や緊急通行車両等の増加により、必要がある場合は配置員を増員するものとする。

7 交通総量抑制

隣接県への交通総量抑制を行う必要がある場合の迂回誘導検問は、別紙13にて配置するものとする。

8 事前準備

交通整理隊、交通執行隊員の所属にあっては、あらかじめ部隊ごとの編成を行うほか、交通検問にて使用する法定標示板、カラーコーン等の装備資機材や出動に使用する車両等

の事前計画をたて、検問、交通誘導・整理が長期間になることを念頭に点検・整備を行うこと。

検問、交通誘導・整理は24時間体制で行われることから、夜光チョッキ・強力ライト等の事前準備や、雨衣、防寒具等の準備を怠らないこと。

9 留意事項

- (1) 交通執行隊の放置車両の排除に伴う「警察官の措置命令等（破損行為等）」は、公安委員会意思決定の区間に限られることから、誤りのないようにすること。
- (2) 交通対策にあつては、相手の立場に立った言葉遣い、応対に配慮すること。
- (3) 受傷事故防止には十分配慮すること。

別紙省略